

「第6期障害福祉計画」及び 「第2期障害児福祉計画」に係る 基本指針の見直し等について

1 国の施策の主な動き

(障害者保健福祉計画始期 (平成30年4月) ~)

1 国の施策の主な動き（平成30年4月～）

①障害者差別解消法施行3年後の見直しの検討（H31.2～）

- 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 地域における取組等の実情を踏まえた見直し
- 関係者間の相互理解の促進

②就学前の障害児の発達支援の無償化（R1.10）

- 児童発達支援等のサービスの利用者負担の無償化

③難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告（R1.6）

- 都道府県における手引書や早期発見・早期療育に関するプランの策定促進
- 新生児聴覚検査の推進
- 難聴児への療育の充実

1 国の施策の主な動き（平成30年4月～）

④ギャンブル等依存症対策基本法施行（H30.10）

- 国や都道府県における計画の策定
- 予防、医療体制整備、相談支援、社会復帰支援等の基本施策の推進による本人や家族に対する支援

⑤読書バリアフリー法施行（R1.6）

- アクセシブルな電子書籍等の普及、アクセシブルな書籍の提供
- アクセシブルな書籍・電子書籍の量的拡充・質の向上
- 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

⑥障害者の文化芸術活動の推進に関する法律施行（H30.6）

- 文化芸術への鑑賞・創造の機会の拡大
- 芸術上価値が高い作品等の創造への支援強化
- 文化芸術活動を通じた交流促進

1 国の施策の主な動き（平成30年4月～）

⑦改正障害者雇用促進法施行（R1.6）

- 対象障害者の不適切計上の再発防止策
- 障害者活躍推進計画の策定等、障害者雇用の計画的推進
- 短時間であれば就労可能な障害者の雇用機会の確保
- 中小企業における障害者雇用の推進

⑧農福連携等推進ビジョン取りまとめ（R1.6）

- 認知度向上、取組の促進及び取組の輪の拡大
- 「農」及び「福」それぞれの広がりへの支援

⑨改正バリアフリー法施行（H30.11、H31.4）

- 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進
- 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進
- 心のバリアフリーの推進、当事者による評価

2 基本指針見直しの主なポイント

※令和2年5月19日 厚生労働大臣告示
障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑
な実施を確保するための基本的な指針
(以下「基本指針」)の一部改正

2 基本指針見直しの主なポイント

(1) 基本的理念

①地域における生活の維持及び継続の推進

- 地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続できる体制の確保

②「地域共生社会」の実現に向けた取組

- 地域の実態等を踏まえた包括的な支援体制の構築

③障害福祉人材の確保【新規】

- 関係者の協力による研修の実施、多職種間の連携の推進、積極的な周知・広報等

2 基本指針見直しの主なポイント

④障害者の社会参加を支える取組【新規】

- 障害者の多様なニーズを踏まえた支援
- 文化芸術の享受等を通じた個性や能力の発揮及び社会参加の推進
- 視覚障害者等の読書環境の計画的な整備の推進

(2) 障害福祉サービスの提供体制の確保

①地域生活支援拠点の整備及び機能の充実

- 地域生活を希望する者が地域で暮らすことができるよう、適切な支援ニーズを把握し必要なサービス量を見込むこと

2 基本指針見直しの主なポイント

②福祉施設から一般就労への移行の推進

- ・ 福祉施設から一般就労への移行及び定着の推進

③強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実【新規】

- ・ 人材育成等を通じた支援体制の整備

④依存症対策の推進【新規】

- ・ アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策の推進

2 基本指針見直しの主なポイント

(3) 相談支援の提供体制の確保

①相談支援体制の構築

- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の計画的な確保
- 各地域における検証・評価と、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討の実施

②発達障害者等に関する支援

- ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制確保
- 発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関の確保

2 基本指針見直しの主なポイント

(4) 障害児支援の提供体制の確保

①地域支援体制の構築

- 児童発達支援センターの地域支援機能を強化することによる地域社会への参加や包容の推進
- 障害児入所施設のケア単位の小規模化の推進
- 障害児入所施設を地域に開かれたものとする
- 障害児入所施設入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制の整備

②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関との連携

- 障害児通所支援の実施に当たり、学校の空き教室の活用等の実施形態の検討

2 基本指針見直しの主なポイント

③特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

○身近な地域における支援

- 人数やニーズの把握、管内の支援体制の現状把握

○短期入所の実施体制の確保

- 家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握
- ニーズの多様化を踏まえた協議会等を活用した役割の検討

○医療的ケア児の総合的な支援体制の構築

- 医療的ケア児の支援に係るコーディネーターの役割（退院支援、発達段階に応じた発達支援等）

【厚生労働省資料より】

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 障害者の社会参加を支える取組
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上
- ・ 障害福祉人材の確保

3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 10.6万人～12.3万人に (H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)
- ・ 退院率: 3カ月後 69%以上、6カ月後 86%以上、1年後 92%以上 (H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍
うち移行支援事業: 1.30倍、就労A型: 1.26倍、就労B型: 1.23倍(新)
- ・ 就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
- ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新)
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)

⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- ・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築